

# 援農ボランティア受入環境整備支援事業実施要領

制定 令和2年10月1日付2農振財農第537号

改正 令和3年4月1日付2農振財農第1474号

改正 令和5年4月1日付4農振財農第1681号

改正 令和6年4月1日付6農振財農第43号

## 第1 趣旨

担い手の育成・活動支援事業等実施要綱（平成17年4月1日付17農振財農第28号）に基づく援農ボランティア受入環境整備への支援の実施については、この要領に定めるものとする。

## 第2 目的

本事業は、農業者に対し、援農ボランティアの受入環境整備に資する施設や備品の導入の支援を行うことで、援農ボランティアを活用して生産活動を維持・拡充する農業者を増やすとともに、継続的に活動するボランティアの確保を目的とする。

## 第3 定義

本事業における援農ボランティアとは、財団が東京都から受託する「東京広域援農ボランティア事業」において、登録・派遣等を行う広域援農ボランティアをいう。

## 第4 事業対象者

本事業の支援対象は、援農ボランティア受入環境整備支援事業費助成金交付要綱（令和2年10月1日付2農振財農第538号、以下「交付要綱」という。）第2に定める者とする。

## 第5 事業内容

- 1 ボランティアの受入環境整備に資する施設や備品の導入に要する経費の一部を助成する。
- 2 助成対象経費、助成率及び助成額の上限は、交付要綱別表に定める内容とする。

## 第6 助成措置

財団は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

## 第7 法令等の遵守

本事業の支援を受けようとする農業者は、事業の実施に必要な法令等を遵守し、許可申請や届出等が必要な場合は、自らの責任でもってこれを行うものとする。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項については別に定める。